

土地等だけでなく非上場株式にも

非上場株式評価における 総則6項適用事案

財産評価基本通達における総則6項の適用に関しては、令和4年4月19日の最高裁判決が記憶に新しいが（本誌928号等参照）、非上場株式の評価に対して総則6項が適用され、裁決で争われた事案も見受けられる。最初に紹介する裁決では、請求人らが「S1 + S2」方式を選択して非上場株式を評価したことに対して、総則6項が適用されている。審判所は、両者の評価額のかい離は2分の1に満たないものであったが、請求人らが実施した新株発行及び資産運用の一連の行為は相続税の負担を軽減する目的であったと判断し、原処分庁の更正処分を支持している。もう1件は請求人が行った類似業種比準価額による評価と、民間の評価機関における鑑定評価とのかい離が10倍あったというもの。審判所は、原処分庁の総則6項適用を支持しているが、同事案についてはすでに相続人らが総則6項の適用を不服として提訴が行われている。

原処分庁、株式保有特定会社を前提に純資産価額方式で評価すべき

最初に紹介する裁決は、相続等により取得した非上場株式（本件株式）の評価方法が争われたもの（関裁（諸）令3第3号）。請求

人らが相続等により取得した同族会社（本件法人）の株式の評価において「S1 + S2」方式を選択して相続税の申告を行ったところ、

▶ 株式保有特定会社判定回避への対処を評価通達189なお書で規定

株式保有特定会社の株式の価額は、評価通達189-3において、納税義務者の選択により、純資産価額方式又は「S1 + S2」方式のいずれかによって評価すべきものと定められている。

また、評価通達189なお書では、課税時期前において合理的理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものと定めている。この取扱いが定められているのは、株式保有特定会社の株式に該当するか否かの判定が総資産価額に占める株式等の保有割合によって行われるため、例えば、課税時期直前に借入れを起こして総資産価額を膨らませるなどの操作により、評価通達189(2)に定める判定基準を回避することで株式保有特定会社の株式として評価されないこととなる結果、時価がゆがめられるようなケースにも対処する必要があることによるものとされている。

**最新号（6月20日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。**